

サービスを組み合わせて利用する場合の基本報酬について

1 基本報酬の上限

(1) 訪問型サービス (単位／月)

組合せ	要支援1	要支援2	事業対象者
介護型+生活支援型	2,335	3,704	3,704
介護型+支え合い型	2,335	3,704	3,704
生活支援型+支え合い型	1,972	3,132	3,132

(2) 通所型サービス (単位／月)

組合せ	要支援1	要支援2	事業対象者
介護予防型+短時間型	1,647	3,377	3,377

2 請求に使用する1回当たり報酬の区分

1回当たりの基本報酬のうち、いずれの報酬区分で請求するかは、当該サービスを1月のうちに利用される回数に基づき決まります。

(1) 訪問型サービス

利用回数／月	1回当たり報酬の区分
1～4回	週1回程度
5～8回	週2回程度
9～12回*	週2回超程度

* 要支援1の方については、1月に9～12回利用の請求をしていただくことができません。

(2) 通所型サービス

利用回数／月	1回当たり報酬の区分
1～4回	週1回程度
5～8回*	週2回程度

* 要支援1の方については、1月に5～8回利用の請求をしていただくことができません。

選択の例

要支援2（又は事業対象者）の方が、介護型ヘルプサービスを週1回、支え合い型ヘルプサービスを週2回利用される場合

- ・介護型ヘルプサービスが月に4回、支え合い型ヘルプサービスが月に8回となる時

基本報酬：266単位×4回+171単位×8回=2,432単位 （上限：3,704単位）
 介護型（週1程度） 支え合い型（週2程度）

- ・5週目があり、介護型ヘルプサービスが月に5回、支え合い型ヘルプサービスが月に9回となる時

基本報酬：270単位×5回+180単位×9回=2,970単位 （上限：3,704単位）
 介護型（週2程度） 支え合い型（週2超程度）

* サービスを組み合わせる場合、報酬の上限管理が複雑となりますので、プラン作成等の際に、別紙3-1及び3-2の表を参考にしてください（5週目の利用の影響で、基本報酬の合計が上限を超える場合があるか否かをまとめております）。

訪問型サービス組合せ利用参考表

■訪問型サービスを組み合わせて週ごとに交互で利用する場合
(第1・3・5週…介護型、第2・4週…生活支援型など)

	生活支援型	支え合い型
介護型	○	○
生活支援型		○

○…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じないもの。

△…要支援1の方で、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの(要支援2と事業対象者については○)。
×…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの。

■訪問型サービスを組み合わせて週1回ずつ利用する場合
(1週間の中で、介護型を1回、生活支援型を1回利用など)

	生活支援型	支え合い型
介護型	△	○
生活支援型		△

○…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じないもの。

△…要支援1の方で、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの(要支援2と事業対象者については○)。
×…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの。

■訪問型サービスを組み合わせて週3回利用する場合
(1週間の中で、介護型を1回、生活支援型を2回など)

	生活支援型②	支え合い型②
介護型①	×	△
生活支援型①		△

(○文字の中の数字は、1週間の利用回数を示す。)

	生活支援型①	支え合い型①
介護型②	×	×
生活支援型②		×

○…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じないもの。

△…要支援1の方で、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの(要支援2と事業対象者については○)。
×…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの。

【基本報酬の上限】

要支援1:介護型ヘルプサービスを含む場合⇒2,335単位／月、含まない場合⇒1,972単位／月

要支援2、事業対象者:介護型ヘルプサービスを含む場合⇒3,704単位／月、含まない場合⇒3,132単位／月

通所型サービス組合せ利用参考表

- 介護予防型デイサービスと短時間型デイサービスを週ごとに交互で利用する場合
(第1・3・5週…介護予防型、第2・4週…短時間型など)

		短時間型			
		入浴あり		入浴なし	
		送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし
介護予防型	入浴あり	△	○	△	○
	入浴なし	○	○	○	○

○…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じないもの。

△…要支援1の方で、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの(要支援2と事業対象者については○)。

×…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの。

- 介護予防型デイサービスと短時間型デイサービスを週1回ずつ利用する場合
(1週間の中で、介護予防型を1回、短時間型を1回利用)

		短時間型			
		入浴あり		入浴なし	
		送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし
介護予防型	入浴あり	×	△	△	△
	入浴なし	△	△	△	△

○…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じないもの。

△…要支援1の方で、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの(要支援2と事業対象者については○)。

×…状態区分にかかわらず、基本報酬の合計が上限を超える場合が生じるもの。

【基本報酬の上限】

要支援1:1,647単位／月

要支援2、事業対象者:3,377単位／月